

令和4年度保育所入所の案内

教育・保育の必要性の認定について

幼稚園、保育所、認定こども園を利用する際は、教育・保育の必要性の認定を町から受けることになります。認定される区分によって、下表のとおり利用できる施設が決まります。

認定区分	対 象	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を希望する子ども	幼稚園・認定こども園（教育機能） 小学校以降の教育の基礎をつくるための 幼児期の教育を行う学校
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保育を必要とする子ども	保育所・認定こども園（保育機能） 就労などにより家庭で保育できない保護 者に代わって保育する施設
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保育を必要とする子ども	

●認定区分による手続きについて

幼稚園・認定こども園(教育機能)の場合

- ① 施設に直接利用を申し込みます
- ② 施設から入園の内定を受けます
- ③ 施設を通じて町へ認定を申請します
- ④ 施設を通じて町が認定証を交付します
- ⑤ 施設に入園

保育所・認定こども園(保育機能)の場合

- ① 町に利用申込みと「保育の必要性」の認定を申請します
- ② 町が認定証を交付します
- ③ 利用先を町が調整します
- ④ 保育所に入所

2号・3号認定（保育認定）について

● 保育を必要とする事由

保育所の利用を希望する場合は、保育認定を受けていただく必要があります。保育認定を受けられるのは、保護者のいずれもが下記の事由にある場合です。なお、「保育を必要とする事由」によって、「認定期間」が異なります。認定期間が終了し、継続入所を必要とする場合は、新たな事由（求職活動→就労 等）か、事由が継続すること（保護者の疾病→療養期間の延長 等）を申請する必要があります。また、事由が変更した度、町へ申請していただく必要があります。

保育を必要とする事由	認定期間
①就労（月の就労時間が64時間以上）	就労している期間
②妊娠、出産	母子健康手帳を取得してから、分娩予定日の8週後の属する月末まで
③保護者の疾病、障害	障害者手帳の保有や、診断書の記載内容等による
④親族の介護・看護	障害者手帳の保有や、診断書の記載内容等による
⑤災害復旧	状況による
⑥求職活動	3ヵ月
⑦就学	就学している期間
⑧虐待やDVのおそれがあること	状況による
⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業が終了する日の属する月末まで
⑩その他、上記に類する状態として町が認める場合	状況による

●保育の必要量（保育を利用できる時間）

保育を必要とする事由により、保育の必要量が、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分され、その時間の範囲内で利用できます。範囲外で利用する場合は、保育料とは別に延長保育料がかかります。

保育を必要とする事由が、就労（月の就労時間が120時間以上）、または妊娠・出産の場合は、「保育標準時間」を選択できます。就労（月の就労時間が120時間未満）、求職活動、育児休業取得中の継続利用の場合は、「保育短時間」となります。前項の表の③、④、⑤、⑦、⑧、⑩の場合は、申請内容によります。

（例）

利用区分	保育を利用できる時間			
保育標準時間	最長 11 時間			延長保育
保育短時間	延長保育	最長 8 時間	延長保育	
	7:00	8:00	16:00	18:00 19:00

※開所時間や延長保育の実施の有無は、3 ページをご覧ください。

保育料について

保育料は、0 歳から就学前まで無償化されています。

提出書類について

- ① 支給認定申請書 保育所等入所申込書（兄弟で入所する場合は、それぞれ提出）
- ② 家庭状況調査票
- ③ 保育の必要性を証明する書類（父、母それぞれ提出）

保育を必要とする事由	提出書類	証明する人
就労 育児休業	就労（予定）証明書	事業主
妊娠、出産	妊娠届出書の写し	医療機関
保護者の疾病、障害	診断書もしくは障害者手帳の写し	医療機関
親族の看護、介護	看護・介護状況申告書、 看護、介護されている方の診断書 障害者手帳、介護保険被保険者証の写し	
災害復旧	り災証明書	市町村
求職活動	就労予定申立書、ハローワークの登録証の写し	
就学	受講証明書、在学証明書等 受講期間及び在学期間が確認できる書類	在籍校
虐待やDVのおそれ	保護に関する証明書等	児童相談所 又は振興局

④ 保育料・副食費区分算定のために必要となる書類（下記区分に該当する方は提出）

区 分	提出書類
保護者が令和 3 年 1 月 1 日時点で山田町に住民登録がない場合	マイナンバー記入用紙（家庭状況調査票の裏面）
保護者が令和 4 年 1 月 1 日時点で山田町に住民登録がない場合	
子どもや同一世帯の親族に障害児（者）がいる場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当受給者証、国民年金の障害基礎年金等の証書の写し

町内保育所・認定こども園一覧

施設名	所在地	電話番号	開所時間	保育サービス
とよまねこども園	豊間根 3-177-10	86-2745	午前 7 時～午後 6 時 ※延長時は午後 7 時まで	①②③
山田町第一保育所	後楽町 4-5	82-3137		①②③④
山田第二保育所	八幡町 7-1	82-9306		①②③
山田中央保育園	長崎 2-3-1	82-6086		①②
織 笠 保 育 園	織笠 11-30	82-3219		①②③
日台きずな保育園	船越 9-26-16	84-3368		①②
大 沢 保 育 園	大沢 8-19-2	82-2716		①②③
船 越 保 育 園	船越 6-52-52	84-2534	午前 7 時半～午後 6 時	①

保育サービス	説 明
①一時預かり	家庭で保育している保護者が、疾病、冠婚葬祭などにより子どもの保育ができない場合、緊急一時的に保育を行います。
②延長保育	就労などにより、認定時間外に子どもの保育ができない場合に、午後 7 時まで保育を行います。
③休日保育	就労などにより、日曜日・祝日に子どもの保育ができない場合に、保育を行います。
④病児保育	子どもが病気で保育所に登園できない場合、専用の保育室で看護師・保育士が子どもの体調にあった保育を行います。

問い合わせ先

山田町健康子ども課 子ども子育て係 TEL：0193-82-3113（直通）

